

## 学会等開催事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。)第21条の規定に基づき、学会等開催事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、交流人口の拡大等のため、県内において開催される学会等の開催に対する経費について、予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 前条に規定する「学会等」とは、学会・大会・会議等で次のとおりとする。

- (1) 学会：研究者等により構成され、学術研究の向上発展を図ることを目的とする団体が主体となって開催する学術研究の発表、討論のための集会及び総会又はこれらに準ずるもの。
- (2) 大会・会議等：各種団体や民間組織が開催する大会、会議、研修会、シンポジウム又はこれらに準ずるものであり、展示会、スポーツ大会、イベント、コンサート又はこれらに準ずるものは除く。

(補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付の対象となる学会等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) その開催に伴い地元への大きな経済効果が見込まれるものであること。
  - (2) 県及び財団法人富山コンベンションビューロー(以下「財団」という。)が開催を要請した結果、本県での開催が決定されたものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する学会等は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの
  - (2) 県、公益財団法人富山県ひとつくり財団又は財団法人松翁記念財団から当該学会等の開催に係る補助金の交付を受けるもの
  - (3) あらかじめ定められた開催順序に基づき本県で開催されるもの
  - (4) 営利を目的とするもの、政治色の強いもの及び宗教色の強いもの
  - (5) その他補助金の目的に相応しくないと認められるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表に基づき算定する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体(以下「交付申請団体」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、収支予算書(様式第2号)を添付するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において知事が附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学会等の開催の内容を変更する場合は、事業計画変更申請書(様式第3号)を知事に提出して、その承認を受けること。ただし、補助金交付申請額の減額を伴う場合は、この限りではない。

(2) 学会等の開催を中止し、又は廃止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出して、その承認を受けること。

(3) 学会等の開催が予定の期間内に完了しない場合又は当該学会等の開催の遂行が困難と成った場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

（実績報告書）

第8条 交付申請団体は、学会等の開催が完了したとき又は第7条第2号の規定による中止若しくは廃止の承認を受けたときは、速やかに実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、収支精算書（様式第4号）を添付するものとする。

（帳簿の整備）

第9条 交付申請団体は、補助金の経理については、その内容を証する関係書類を整備し、他の経理と区分してその収支を明らかにしておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

別表（第5条関係）

事業区分	ブロック規模	全国規模	国際規模 a	国際規模 b	
	中部地域及び中部地域に相当する地域を対象とする規模	ブロックを超える全国的な規模	全参加者が20名以上であり、かつ2か国（日本を含む。）以上から、外国人が参加し、かつ、その人数が10名以上の規模（外国人とは、海外に在住する日本国籍を有しない者をいう。）		
交付要件等	開催地又は宿泊地の市町村又は観光協会から開催補助金の交付を受けること。ただし、補助金の額は、市町村又は観光協会が交付する補助金の額の2倍を上限とする。	同左	同左。独立行政法人日本学術振興会から助成を受けている場合には、開催地又は宿泊地の市町村又は観光協会からの補助金の交付を受けることは要しない。	独立行政法人日本学術振興会から助成を受けること。 国際規模 a 補助金との併給は可能	
補助単価及び補助限度額又は定額補助金額	県外延べ宿泊者数 (各市町村宿泊者数の合算数)	定額補助金額 千円	定額補助金額 千円	定額補助金額 千円	1,000千円を上限に次の経費を助成 ① エクスカーション・レセプション開催経費(独立行政法人日本学術振興会からエクスカーション・レセプションに係る経費区分の助成を受ける場合を除く。) ② 外国人招待者に係る渡航経費
	20人～99人			100	
	100人～199人	100	100	200	
	200人～299人	200	200	400	
	300人～399人	300	300	600	
	400人～499人	400	400	800	
	500人～599人	500	500	1,000	
	600人～999人	500	600	1,200	
	1,000人～1,499人	500	700	1,400	
	1,500人～1,999人	500	800	1,600	
	2,000人～2,500人	500	1,000	2,000	
	2,501人～3,000人	750	1,500	3,000	
	3,001人～3,500人	1,050	2,100	4,200	
3,501人～4,000人	1,400	2,800	5,200		
4,001人～	2,000	4,000	7,000		